

件 名	地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則の制定について
提 案 理 由	地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務制を設けることに伴い、職員の給与について必要な事項を定めることとし、関係する規則について所要の改正を行うため、本規則を制定するもの。
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 制定の内容</p> <p>(1) 60歳に達した育児短時間勤務職員の給料の取扱いを定めるもの</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当及び義務教育等教員特別手当の額を定めるもの</p> <p>(3) 60歳に達した職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の管理職手当及び義務教育等教員特別手当の額の特例を定めるもの</p> <p>(4) 堺市職員の給与に関する条例の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員との均衡を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員給料表の適用を受ける職員の期末手当及び勤勉手当に係る職務段階別加算割合を定めるもの</p> <p>(5) 地方公務員法及び堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う規定の整備を行うもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p>
備 考	<p>改正する規則は、次のとおり。</p> <p>(1) 堺市立学校職員の給与の支給に関する規則</p> <p>(2) 堺市立学校職員の管理職手当に関する規則</p> <p>(3) 堺市立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則</p> <p>(4) 堺市立学校職員の標準的な職を定める規則</p> <p>(5) 堺市立学校職員の通勤手当に関する規則</p> <p>(6) 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則</p> <p>(7) 堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則</p> <p>(8) 堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則</p>

議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <ul style="list-style-type: none">■ 上記案により、公布する。□ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。□ その他（ ）
------------	---

議案第 27 号

地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則の制定について

地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則を次のように制定する。

令和 4 年 1 2 月 1 9 日
堺 市 教 育 委 員 会
教 育 長 粟 井 明 彦

(案)

地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則

(堺市立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 堺市立学校職員の給与の支給に関する規則（平成29年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書及び第4項中「特別な」を「特別の」に改める。

第4条第1項中「含む」の次に「。以下同じ」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(条例附則第7項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員の給料月額の端数計算)

2 第4条第1項の規定は、堺市職員の育児休業等に関する条例附則第8項において読み替えて適用する条例附則第7項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員の給料月額について準用する。

(堺市立学校職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 堺市立学校職員の管理職手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条を次のように改める。

(管理職手当の月額)

第3条 管理職手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 別表第1の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に定める職の区分に応じて、同表の右欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第19条において読み替えて適用する堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）第2条第1項ただし書の規定により定められたこれらの職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）

(2) 条例第3条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員 別表第2の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に定める職の区分に応じて、同表の右欄に定める額に堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(条例附則第7項の規定の適用を受ける職員に係る特例)

2 当分の間、条例附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、同条第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。）」とする。

別表を別表第1とし、同表中

職	額		を
	再任用職員以外の職員	再任用職員	

職	額	に、
---	---	----

60,000円	
75,200円 (教育委員会が別に指定する者 にあつては、80,900円)	69,000円 (教育委員会が別に指定する者 にあつては、74,400円)
69,400円	63,700円
69,400円	53,800円
66,900円	51,900円
71,200円 (教育委員会が別に指定する者 にあつては、76,700円)	67,400円 (教育委員会が別に指定する者 にあつては、72,600円)
68,600円	52,700円
66,100円	50,800円
55,100円	42,400円

60,000円		
75,200円 (教育委員会が別に指定する者 にあつては、80,900円)		
69,400円		
69,400円		
66,900円		に改め、
71,200円 (教育委員会が別に指定する者 にあつては、76,700円)		
68,600円		
66,100円		
55,100円		

同表の次に次の1表を加える。

(次の1表 別記)

(堺市立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第3条 堺市立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」の次に「(以下単に「職員」という。)」を加える。

第2条中「第5条第10項」を「第6条第1項」に改める。

第3条を次のように改める。

(義務教育等教員特別手当の月額)

第3条 条例第3条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下単に「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員の義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(条例第6条第2項に規定する任期付短時間勤務職員にあつては堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和46年条例第18号)第2条第3項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては堺市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)第27条第2項において読み替えて適用する条例第5条第2項に規定する算出率をそれぞれその額に乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))とする。

(1) 条例第3条第1項第3号の高等学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員 別表第1定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項に掲げる手当額のうち、当該教育職員の属する職務の級及び当該教育職員の受ける号給に応じた額

(2) 条例第3条第1項第4号の小中学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員 別表第2定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項に掲げる手当額のうち、当該教育職員の属する職務の級及び当該教育職員の受ける号給に応じた額

2 定年前再任用短時間勤務職員の義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額に堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 前項第1号に規定する教育職員 別表第1定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準手当額のうち、当該教育職員の属する職務の級に応じた額

(2) 前項第2号に規定する教育職員 別表第2定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準手当額のうち、当該教育職員の属する職務の級に応じた額

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(条例附則第7項の規定の適用を受ける職員に係る特例)

2 当分の間、条例附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を

乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準手当額	基準手当額	基準手当額	基準手当額	基準手当額
	5,600	6,700	7,700	8,500	10,600

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準手当額	基準手当額	基準手当額	基準手当額	基準手当額
	5,500	6,700	7,600	8,500	10,500

（堺市立学校職員の標準的な職を定める規則の一部改正）

第4条 堺市立学校職員の標準的な職を定める規則（平成29年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「再任用職員給料表」を「定年前再任用短時間勤務職員給料表」に改める。

（堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正）

第5条 堺市立学校職員の通勤手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「のうち同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第7条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第9条第2項及び第5項並びに第13条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正）

第6条 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第5条第10項」を「第6条第1項」に改める。

第10条第4項中「条例第2条第2項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第3

項に規定する任期付短時間勤務職員」を「法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改め、「これらを」を削る。

別表第2中「者」の次に「をいう」を加える。

(堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第7条 堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(平成29年教育委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第5条第10項」を「第6条第1項」に改める。

(堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第8条 堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成29年教育委員会規則第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第6条第1項、第18条第1項及び第19条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表のイ中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表のイ中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

再任用職員給料表	職務の級が2級の職員	100分の5	を に
定年前再任用短時間勤務職員給料表	職務の級が2級の職員	100分の10	
	職務の級が1級の職員 (教育委員会が別に指定する者に限る。)	100分の5	

改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(第2条の規定による堺市立学校職員の管理職手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)に対する第2条の規定による改正後の堺市立学校職員の管理職手当に関する規則(次項において「新管理職手当規則」という。)第3条の規定の適用については、同条第1号中「別表第1」とあるのは、「別表第2」とする。
- 地方公務員法の一部を改正する法律附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、地方公務員法(昭和25

年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、新管理職手当規則第3条の規定を適用する。

(第3条の規定による堺市立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

4 暫定再任用職員の義務教育等教員特別手当の月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第3条の規定による改正後の堺市立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(次項において「新義務教育等教員特別手当規則」という。)別表第1又は別表第2の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準手当額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新義務教育等教員特別手当規則第3条第2項の規定を適用する。

(第5条の規定による堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の堺市立学校職員の通勤手当に関する規則(次項において「新通勤手当規則」という。)第2条第1項の規定を適用する。

7 暫定再任用短時間勤務職員は、新通勤手当規則第7条に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、同条、新通勤手当規則第9条第2項及び第5項並びに第13条第1項の規定を適用する。

(第8条の規定による堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

8 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第6条第1項、第18条第1項、第19条及び別表の規定を適用する。

別表第2（第3条関係）

給料表	職	額
高等学校等教育職給料表	校長	69,000円 (教育委員会が別に指定する者 にあつては、74,400円)
	准校長	63,700円
	副校長	53,800円
	教頭	51,900円
小中学校等教育職給料表	校長	67,400円 (教育委員会が別に指定する者 にあつては、72,600円)
	副校長	52,700円
	園長及び教頭	50,800円
	准園長	42,400円

堺市立学校職員の給与の支給に関する規則（平成29年教育委員会規則第3号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（給料の支給日）</p> <p>第2条 1・2 （略）</p> <p>3 前項第1号及び第2号に規定する場合におけるその月に係る職員の給料（月の15日以後に任用を更新された場合については、任用を更新された日からその月の末日までに係るものに限る。）は、翌月の支給日に支給するものとする。ただし、<u>特別な事情</u>がある場合は、この限りでない。</p> <p>4 第2項第3号の<u>特別な事情</u>がある場合におけるその月に係る職員の給料の支給日は、教育委員会が別に定める。</p> <p>（端数計算）</p> <p>第4条 地方公務員の育児休業等に関する法律第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員（同法第17条の規定により短時間勤務をしている職員を含む。）について、堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第27条第2項の規定により読み替えて適用する条例第5条第2項、第3項及び第5項の給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>附 則</p>	<p>（給料の支給日）</p> <p>第2条 1・2 （略）</p> <p>3 前項第1号及び第2号に規定する場合におけるその月に係る職員の給料（月の15日以後に任用を更新された場合については、任用を更新された日からその月の末日までに係るものに限る。）は、翌月の支給日に支給するものとする。ただし、<u>特別な事情</u>がある場合は、この限りでない。</p> <p>4 第2項第3号の<u>特別な事情</u>がある場合におけるその月に係る職員の給料の支給日は、教育委員会が別に定める。</p> <p>（端数計算）</p> <p>第4条 地方公務員の育児休業等に関する法律第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員（同法第17条の規定により短時間勤務をしている職員を含む。<u>以下同じ</u>。）について、堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第27条第2項の規定により読み替えて適用する条例第5条第2項、第3項及び第5項の給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>附 則</p>

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

【新設】

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(条例附則第7項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員の給料月額
の端数計算)

2 第4条第1項の規定は、堺市職員の育児休業等に関する条例附則第8
項において読み替えて適用する条例附則第7項の規定の適用を受ける
育児短時間勤務職員の給料月額について準用する。

堺市立学校職員の管理職手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第6号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（管理職手当の支給を受ける職）</p> <p>第2条 条例第21条第1項の教育委員会規則で指定する職は、<u>別表の左欄に掲げる給料表に応じて、同表の中欄に定める職とする。</u></p> <p><u>（管理職手当の月額）</u></p> <p>第3条 管理職手当の月額は、別表の中欄に定める職の区分に応じて、<u>同表の右欄に定める額とする。</u></p>	<p>（管理職手当の支給を受ける職）</p> <p>第2条 条例第21条第1項の教育委員会規則で指定する職は、<u>別表第1の左欄に掲げる給料表に応じて、同表の中欄に定める職とする。</u></p> <p><u>（管理職手当の月額）</u></p> <p>第3条 管理職手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、<u>当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p> <p>(1) <u>次号に掲げる職員以外の職員 別表第1の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に定める職の区分に応じて、同表の右欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第19条において読み替えて適用する堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）第2条第1項ただし書の規定により定められたこれらの職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）</u></p> <p>(2) <u>条例第3条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員 別表第2の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に定める職の区分</u></p>

2 条例第6条第1項に規定する再任用短時間勤務職員の管理職手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号。次項において「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員の管理職手当の月額は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第19条において読み替えて適用する勤務時間条例第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

に応じて、同表の右欄に定める額に堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

【新設】

別表（第2条、第3条関係）

給料表	職	額	
		再任用職員以外の職員	再任用職員
行政職給料表	高等学校の経営企画室の室長及び参事	60,000円	
高等学校等教育職給料表	校長	75,200円 (教育委員会が別に指定する者 にあつては、80,900円)	69,000円 (教育委員会が別に指定する者 にあつては、74,400円)
	准校長	69,400円	63,700円
	副校長	69,400円	53,800円
	教頭	66,900円	51,900円

(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(条例附則第7項の規定の適用を受ける職員に係る特例)
- 当分の間、条例附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、同条第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。)とする。

別表第1（第2条、第3条関係）

給料表	職	額
行政職給料表	高等学校の経営企画室の室長及び参事	60,000円
高等学校等教育職給料表	校長	75,200円 (教育委員会が別に指定する者にあつては、80,900円)
	准校長	69,400円
	副校長	69,400円
	教頭	66,900円
小中学校等教育職給料表	校長	71,200円 (教育委員会が別に指定する者にあつては、7

小中学校等教育 職給料表	校長	71,200円	67,400円
		(教育委員会が別に指定する者 にあつては、76,700円)	(教育委員会が別に指定する者 にあつては、72,600円)
	副校長	68,600円	52,700円
	園長及び教頭	66,100円	50,800円
	准園長	55,100円	42,400円

	6,700円)
副校長	68,600円
園長及び教頭	66,100円
准園長	55,100円

別表第2 (第3条関係)

給料表	職	額
高等学校等教育職給料表	校長	69,000円 (教育委員会が別に指定する者にあつては、74,400円)
	准校長	63,700円
	副校長	53,800円
	教頭	51,900円
小中学校等教育職給料表	校長	67,400円 (教育委員会が別に指定する者にあつては、72,600円)
	副校長	52,700円

		園長及び教頭	50,800円
		准園長	42,400円

堺市立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第11号）新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「条例」という。）第24条第2項及び第3項の規定に基づき、条例第2条第1項に規定する職員の義務教育等教員特別手当の支給について必要な事項を定める。</p> <p>（権衡職員）</p> <p>第2条 幼稚園又は高等学校に勤務する教育職員（条例第5条第10項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p><u>（義務教育等教員特別手当の月額）</u></p> <p>第3条 <u>義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 条例第3条第1項第3号の高等学校等教育職給料表の適用を受け</u> <u>る教育職員 別表第1に掲げる額のうち、その者の属する職務の級及</u> <u>びその者の受ける号給(その者が条例第3条第1項第1号に規定する</u> <u>再任用職員(別表において単に「再任用職員」という。)であるとき</u> <u>は、その者の属する職務の級。次号において同じ。)に応じた額</u></p> <p><u>(2) 条例第3条第1項第4号の小中学校等教育職給料表の適用を受け</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「条例」という。）第24条第2項及び第3項の規定に基づき、<u>条例第2条第1項に規定する職員(以下単に「職員」という。)</u>の義務教育等教員特別手当の支給について必要な事項を定める。</p> <p>（権衡職員）</p> <p>第2条 幼稚園又は高等学校に勤務する教育職員（<u>条例第6条第1項に</u>規定する教育職員をいう。以下同じ。）には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p><u>（義務教育等教員特別手当の月額）</u></p> <p>第3条 <u>条例第3条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下単に「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>以外の職員の義務教育等教員特別手当の月額は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に</u>に応じて、<u>当該各号に定める額(条例第6条第2項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する</u> <u>条例(昭和46年条例第18号)第2条第3項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務</u> <u>時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成</u></p>

る教育職員 別表第2に掲げる額のうち、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に応じた額

2 条例第6条第1項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第2項に規定する任期付短時間勤務職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に定める額に、堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号。次項において「勤務時間条例」という。）第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第27条第2項において読み替えて適用する条例第5条第2項に規定する算出率をそれぞれその額に乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 条例第3条第1項第3号の高等学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員 別表第1定年前提任用短時間勤務職員以外の職員の項に掲げる手当額のうち、当該教育職員の属する職務の級及び当該教育職員の受ける号給に応じた額

(2) 条例第3条第1項第4号の小中学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員 別表第2定年前提任用短時間勤務職員以外の職員の項に掲げる手当額のうち、当該教育職員の属する職務の級及び当該教育職員の受ける号給に応じた額

2 定年前提任用短時間勤務職員の義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額に堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前提任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 前項第1号に規定する教育職員 別表第1定年前提任用短時間勤務職員の項に掲げる基準手当額のうち、当該教育職員の属する職務の級に応じた額

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員の義務教育等教員特別手当の月額は、第1項の規定にかかわらず、同項各号に定める額に堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第19条において読み替えて適用する勤務時間条例第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

(2) 前項第2号に規定する教育職員 別表第2定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準手当額のうち、当該教育職員の属する職務の級に応じた額

【削除】

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
（条例附則第7項の規定の適用を受ける職員に係る特例）
- 2 当分の間、条例附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。）」とする。

別表第1（第3条関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員に係る義務教育等
教員特別手当額表

(単位 円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	手当額	手当額	手当額	手当額	手当額
再任用職員以外の職員	(略)					
再任用職員		5,600	6,700	7,700	8,500	10,600

別表第2 (第3条関係)

小中学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員に係る義務教育等
教員特別手当額表

(単位 円)

高等学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員に係る義務教育等
教員特別手当額表

(単位 円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	手当額	手当額	手当額	手当額	手当額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)					
定年前再任用短時間勤務職員		基準手当額	基準手当額	基準手当額	基準手当額	基準手当額
		5,600	6,700	7,700	8,500	10,600

別表第2 (第3条関係)

小中学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員に係る義務教育等
教員特別手当額表

(単位 円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	手当額	手当額	手当額	手当額	手当額
再任用職員以外の職員	(略)					
再任用職員		5,500	6,700	7,600	8,500	10,500

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	手当額	手当額	手当額	手当額	手当額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)					
定年前再任用短時間勤務職員		基準手当額	基準手当額	基準手当額	基準手当額	基準手当額
		5,500	6,700	7,600	8,500	10,500

堺市立学校職員の標準的な職を定める規則（平成29年教育委員会規則第16号）新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後（案）
<p>（標準的な職）</p> <p>第2条 地方公務員法第15条の2第2項の標準的な職は、次の各号に掲げる職務の種類に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例第3条第1項第1号の行政職給料表又は同項第2号の<u>再任用職員給料表</u>の適用を受ける職員の職務 市長事務部局の例による。</p> <p>(2) （略）</p>	<p>（標準的な職）</p> <p>第2条 地方公務員法第15条の2第2項の標準的な職は、次の各号に掲げる職務の種類に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例第3条第1項第1号の行政職給料表又は同項第2号の<u>定年前再任用短時間勤務職員給料表</u>の適用を受ける職員の職務 市長事務部局の例による。</p> <p>(2) （略）</p>

堺市立学校職員の通勤手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第18号）新旧対照表（第5条関係）

現行	改正後（案）
<p>(届出)</p> <p>第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その通勤の実情を速やかに校長（准校長及び園長を含む。次条及び第15条において同じ。）を経て教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 週の勤務日数に変更があった場合（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員のうち同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者</u>（第7条において「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期を定めて採用された職員（第5条第1項において「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（第7条においてこれらを「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。）並びに地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた職員に限る。）</p> <p>2 (略)</p>	<p>(届出)</p> <p>第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その通勤の実情を速やかに校長（准校長及び園長を含む。次条及び第15条において同じ。）を経て教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 週の勤務日数に変更があった場合（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項の規定により採用された職員</u>（第7条において「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期を定めて採用された職員（第5条第1項において「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（第7条においてこれらを「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。）並びに地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた職員に限る。）</p> <p>2 (略)</p>

(運賃等相当額及び運賃等相当月額の算出の基準)

第7条 常勤職員（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び第5条第1項に規定する職員（以下これらを「再任用短時間勤務職員等」という。）以外の職員をいう。以下同じ。）の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第9条において「運賃等相当額」という。）及び再任用短時間勤務職員等の通勤に要する運賃等の月額に相当する額（同条において「運賃等相当月額」という。）は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第9条 (略)

2 再任用短時間勤務職員等の運賃等相当月額は、次の各号に掲げる区間に応じて当該各号に定める額の総額とする。ただし、準用職員給与条例第17条第4項に規定する基準日以外の日から通勤手当の支給が開始された再任用短時間勤務職員等の運賃等相当月額については、教育委員会が別に定める。

(1) 交通機関等が定期券を発行している区間 次のア又はイに掲げる再任用短時間勤務職員等の区分に応じて当該ア又はイに定める額

ア 週の勤務日数が5日未満の再任用短時間勤務職員等 その者の週の勤務日数に52を乗じ、これを12で除して得た日数（1日未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた日数）を1か月

(運賃等相当額及び運賃等相当月額の算出の基準)

第7条 常勤職員（定年前提任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び第5条第1項に規定する職員（以下これらを「定年前提任用短時間勤務職員等」という。）以外の職員をいう。以下同じ。）の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第9条において「運賃等相当額」という。）及び定年前提任用短時間勤務職員等の通勤に要する運賃等の月額に相当する額（同条において「運賃等相当月額」という。）は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第9条 (略)

2 定年前提任用短時間勤務職員等の運賃等相当月額は、次の各号に掲げる区間に応じて当該各号に定める額の総額とする。ただし、準用職員給与条例第17条第4項に規定する基準日以外の日から通勤手当の支給が開始された定年前提任用短時間勤務職員等の運賃等相当月額については、教育委員会が別に定める。

(1) 交通機関等が定期券を発行している区間 次のア又はイに掲げる定年前提任用短時間勤務職員等の区分に応じて当該ア又はイに定める額

ア 週の勤務日数が5日未満の定年前提任用短時間勤務職員等 その者の週の勤務日数に52を乗じ、これを12で除して得た日数（1日未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた日数）を

に勤務するものとして、当該日数に交通機関等の利用区間に係る往復普通運賃の額を乗じて得た額又は当該利用区間に係る通用期間1か月の定期券の価額のいずれか少ない額

イ 週の勤務日数が5日以上の再任用短時間勤務職員等 交通機関等の利用区間に係る通用期間1か月の定期券の価額

(2) 交通機関等が定期券を発行していない区間 次のア又はイに掲げる再任用短時間勤務職員等の区分に応じて当該ア又はイに定める額

ア 週の勤務日数が5日未満の再任用短時間勤務職員等 前号アの規定により算出した1か月当たりの勤務日数に交通機関等の利用区間に係る往復普通運賃の額を乗じて得た額

イ 週の勤務日数が5日以上の再任用短時間勤務職員等 交通機関等の利用区間に係る往復普通運賃の2.1回分の額

3～4 (略)

5 前項の規定は、再任用短時間勤務職員等の運賃等相当月額について準用する。この場合において、「第17条第3項」とあるのは「第17条第4項」と、「第1項」とあるのは「第2項」と読み替えるものとする。

(支給期日)

第13条 通勤手当は、再任用短時間勤務職員等については当該月分を当該月の給料の支給日（以下この条において「給料日」という。）に、その他の職員については支給対象期間の初日の属する月の給料日に支

1か月に勤務するものとして、当該日数に交通機関等の利用区間に係る往復普通運賃の額を乗じて得た額又は当該利用区間に係る通用期間1か月の定期券の価額のいずれか少ない額

イ 週の勤務日数が5日以上の定年前再任用短時間勤務職員等 交通機関等の利用区間に係る通用期間1か月の定期券の価額

(2) 交通機関等が定期券を発行していない区間 次のア又はイに掲げる定年前再任用短時間勤務職員等の区分に応じて当該ア又はイに定める額

ア 週の勤務日数が5日未満の定年前再任用短時間勤務職員等 前号アの規定により算出した1か月当たりの勤務日数に交通機関等の利用区間に係る往復普通運賃の額を乗じて得た額

イ 週の勤務日数が5日以上の定年前再任用短時間勤務職員等 交通機関等の利用区間に係る往復普通運賃の2.1回分の額

3～4 (略)

5 前項の規定は、定年前再任用短時間勤務職員等の運賃等相当月額について準用する。この場合において、「第17条第3項」とあるのは「第17条第4項」と、「第1項」とあるのは「第2項」と読み替えるものとする。

(支給期日)

第13条 通勤手当は、定年前再任用短時間勤務職員等については当該月分を当該月の給料の支給日（以下この条において「給料日」という。）に、その他の職員については支給対象期間の初日の属する月の給料日

給する。ただし、通勤手当を支給すべき事実を確認することができない等のため、その日に支給することができないときは、その日以後に速やかに支給する。

2 (略)

に支給する。ただし、通勤手当を支給すべき事実を確認することができない等のため、その日に支給することができないときは、その日以後に速やかに支給する。

2 (略)

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）新旧対照表（第6条関係）

現行	改正後（案）
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第7条 条例第13条の2において読み替えて適用する条例第3条第3項の教育委員会が定める期間は、同項の勤務することを命ずる必要がある日（以下この項において「要勤務日」という。）を起算日とする4週間前の日から要勤務日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。ただし、学校職員給与条例<u>第5条第10項</u>に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）については、要勤務日を起算日とする4週間前の日から要勤務日を起算日とする16週間後の日までの期間とすることができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第10条 1～3 (略)</p> <p>4 第2項の場合において、<u>条例第2条第2項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第3項に規定する任期付短時間勤務職員</u>（以下これを「短時間勤務職員」という。）の時間休暇については、連続した2時間以上の所定勤務時間がある者に限り、当該2時間以上の所定勤務時間内において与えるものとする。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>別表第2（第12条関係）</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第7条 条例第13条の2において読み替えて適用する条例第3条第3項の教育委員会が定める期間は、同項の勤務することを命ずる必要がある日（以下この項において「要勤務日」という。）を起算日とする4週間前の日から要勤務日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。ただし、学校職員給与条例<u>第6条第1項</u>に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）については、要勤務日を起算日とする4週間前の日から要勤務日を起算日とする16週間後の日までの期間とすることができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第10条 1～3 (略)</p> <p>4 第2項の場合において、<u>法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>（以下「短時間勤務職員」という。）の時間休暇については、連続した2時間以上の所定勤務時間がある者に限り、当該2時間以上の所定勤務時間内において与えるものとする。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>別表第2（第12条関係）</p>

区分	期間
父母	7日間
配偶者等（配偶者及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会的生活を営む関係にあると教育委員会が認める者。以下同じ。）	
(略)	

備考 (略)

区分	期間
父母	7日間
配偶者等（配偶者及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会的生活を営む関係にあると教育委員会が認める者をいう。以下同じ。）	
(略)	

備考 (略)

堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成29年教育委員会規則第31号）新旧対照表（第7条関係）

現行	改正後（案）
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育職員 条例第5条第10項に規定する教育職員をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育職員 条例第6条第1項に規定する教育職員をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第33号）新旧対照表（第8条関係）

現行	改正後（案）
<p>（期末手当を支給しない職員）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 条例第22条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（常勤の者、<u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者その他これらの者に準ずると教育委員会が認める者に限る。）となった者</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（在職期間の通算）</p> <p>第6条 期末手当基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き職員となった場合（第1号又は第2号に掲げる者がその退職に引き続き<u>再任用職員</u>（条例第3条第1項第1号に規定する<u>再任用職員</u>をいう。以下同じ。）以外の職員となった場合を除く。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間（常勤の職員に準ずると教育委員会が認める者として在職した期間に限る。）は、第4条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>(1)～(4)（略）</p>	<p>（期末手当を支給しない職員）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 条例第22条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（常勤の者、<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者その他これらの者に準ずると教育委員会が認める者に限る。）となった者</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（在職期間の通算）</p> <p>第6条 期末手当基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き職員となった場合（第1号又は第2号に掲げる者がその退職に引き続き<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>（条例第3条第1項第1号に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>をいう。以下同じ。）以外の職員となった場合を除く。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間（常勤の職員に準ずると教育委員会が認める者として在職した期間に限る。）は、第4条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>(1)～(4)（略）</p>

2 (略)

(勤勉手当の成績率)

第18条 再任用職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、当該範囲内において成績率を定めることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(3) (略)

2 (略)

第19条 再任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、当該範囲内において成績率を定めることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(3) (略)

2 前条第2項の規定は、再任用職員の成績率について準用する。

別表(第3条関係)

ア 再任用職員以外の職員に係る職務段階別加算割合表

(略)

2 (略)

(勤勉手当の成績率)

第18条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、当該範囲内において成績率を定めることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(3) (略)

2 (略)

第19条 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、当該範囲内において成績率を定めることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(3) (略)

2 前条第2項の規定は、定年前再任用短時間勤務職員の成績率について準用する。

別表(第3条関係)

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る職務段階別加算割合表

(略)

イ 再任用職員に係る職務段階別加算割合表

給料表	職員	加算割合
再任用職員給料表	職務の級が2級の職員	100分の5
高等学校等教育職給料表及び小中学校等教育職給料表	職務の級が5級の職員	100分の20
	職務の級が4級の職員	100分の15
	職務の級が3級及び2級の職員	100分の10

イ 定年前再任用短時間勤務職員に係る職務段階別加算割合表

給料表	職員	加算割合
定年前再任用短時間勤務職員給料表	職務の級が2級の職員	100分の10
	職務の級が1級の職員 (教育委員会が別に指定する者に限る。)	100分の5
高等学校等教育職給料表及び小中学校等教育職給料表	職務の級が5級の職員	100分の20
	職務の級が4級の職員	100分の15
	職務の級が3級及び2級の職員	100分の10